

平成 20 年度岐阜県都市計画審議会

(第 172 回 ~ 第 175 回)

議案番号	議案名	概要
------	-----	----

第 172 回 平成 20 年 7 月 10 日

1	美濃加茂都市計画区域のうち美濃加茂市における用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値を指定する区域の変更について(特定行政庁：岐阜県知事)	美濃加茂都市計画用途地域の拡大（美濃加茂市決定）に伴う、用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建ぺい率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値を指定する区域の変更 区域面積 約 6,659ha 約 6,628ha（約 31ha 減）
2	建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他処理施設の敷地の位置について (特定行政庁：岐阜県知事)	既存の一般廃棄物処理施設（平成 18 年度許可済）に、産業廃棄物中間処理施設として廃プラスチック類の破碎(処理能力 21.6t/日)を行うその他処理施設の用途変更。

第 173 回 平成 20 年 10 月 8 日

1	高山都市計画道路の変更について (岐阜県決定)	3・5・2 石浦下切線 区域の変更 交差点位置変更に伴う区域の変更 変更区間延長：L 210m
2	建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他処理施設の敷地の位置について (特定行政庁：大垣市長)	道路・水路により隔てられた自社工場から発生する下記産業廃棄物の焼却を行うその他処理施設を新築するもの。 焼却施設（自社焼却のみ、専焼能力） 汚泥 処理能力 47.5m ³ /日 紙屑(セルロス屑) 処理能力 225m ³ /日 廃油 処理能力 32m ³ /日 廃プラスチック 処理能力 31t/日

第 174 回 平成 20 年 12 月 17 日

1	岐阜都市計画区域の変更について (岐阜県指定・大臣同意)	岐阜都市計画区域を以下のとおり変更する。 都市計画区域から除外される土地の区域 旧羽島郡川島町の全域 802.0ha
2	各務原都市計画区域の変更について (岐阜県指定・大臣同意)	各務原都市計画区域を以下のとおり変更する。 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域 旧羽島郡川島町の全域 802.0ha
3	岐阜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	岐阜都市計画区域の変更に伴い、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更する。

	(岐阜県決定・大臣同意)	
4	各務原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について (岐阜県決定・大臣同意)	各務原都市計画区域の変更に伴い、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更する。
5	岐阜都市計画区域区分の変更について (岐阜県決定) (大臣同意省略)	岐阜都市計画区域区分を以下のとおり変更する。 市街化区域を除外する 419.0ha
6	各務原都市計画区域区分の変更について (岐阜県決定) (大臣同意省略)	各務原都市計画区域区分を以下のとおり変更する。 市街化区域を編入する 419.0ha
7	岐阜都市計画緑地の変更について (岐阜県決定・大臣同意)	<u>5号国営木曾三川公園川島・岐南・笠松緑地</u> 名称の変更 国営木曾三川公園川島・岐南・笠松緑地 国営木曾三川公園岐南・笠松緑地 区域の変更 A=約 695.3ha A=約 282.2ha
8	各務原都市計画緑地の変更について (岐阜県決定・大臣同意)	<u>1号国営木曾三川公園各務原緑地</u> 区域の変更 A=約 468.1ha A=約 881.2ha
9	岐阜都市計画、美濃加茂都市計画、各務原都市計画、八百津都市計画、可児都市計画、御嵩都市計画及び坂祝都市計画下水道の変更について (岐阜県決定) (大臣同意省略)	<u>木曾川右岸流域下水道</u> 排水区域の名称変更 接続する岐阜都市計画川島町公共下水道他2公共下水道の名称の変更 下水管渠の名称変更 木曾川幹線他3幹線の位置の住所表示の変更 その他の施設の名称変更 長森ポンプ場他2施設の位置の住所表示の変更
10	恵那都市計画道路の変更について (岐阜県決定)	<u>3・5・4 羽根平学頭線</u> 区域の変更 交差点形状の変更 (3・5・9 垣外後田線(恵那市決定)の一部区間廃止及び線形変更に伴う変更) 車線数の決定 2車線
11	建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他処理施設の敷地の位置について (特定行政庁：大垣市長)	廃プラスチック類及び木くずの破碎を行うその他処理施設の新設を行うもの。 施設1：破碎施設(8時間) 廃プラスチック類 161.20t/日 木くず 169.438t/日 施設2：破碎施設(8時間) 廃プラスチック類 125.478t/日 木くず 124.601t/日

第175回 平成21年3月26日

1	<p>関都市計画道路の変更について (岐阜県決定)</p>	<p>3・4・9 東山西田原線 構造形式の変更(鉄道との交差形状) 立体交差 平面交差 平面線形の変更 L = 約 640m 車線数の決定 2車線</p>
2	<p>建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他処理施設の敷地の位置について (特定行政庁：岐阜県知事)</p>	<p>既存の産業廃棄物処理施設(平成16年度許可済)の敷地について、廃バッテリー集荷場設置による敷地の拡大及び測量精査に伴う許可対象敷地の位置変更 A=154,285m² A=168,930m² (14,645m² 増) 対象施設の新築・増築・用途変更無し</p>
3	<p>建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他処理施設の敷地の位置について (特定行政庁：岐阜県知事)</p>	<p>廃プラスチック類の破碎処理(処理能力180トン/日)を行うその他処理施設の新築。</p>
4	<p>岐阜県都市計画審議会風致地区専門委員会設置要綱の制定について</p>	<p>都市計画法第58条第1項の規定による風致地区内における行為の規制及び風致の維持に関する重要な事項の調査審議を行うため、岐阜県都市計画審議会に風致地区専門委員会を設置。</p>